

新型コロナウイルス感染症対策

家計が急変した世帯に対する就学援助申請の際の添付書類について

申請の際には、家計急変の状況の確認ができる以下のような書類の添付が必要です。

○すべての申請者の提出が必要な書類（共通）

- 就学援助申請書 兼 世帯票（※申請理由欄には新型コロナウイルスによる理由を記入すること）
- 通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義人のフリガナ等がわかるもの）

○新型コロナウイルスの影響による失業、廃業等により収入が減少したご家庭

以下のいずれかの書類の写し

- 雇用保険受給者資格者証
- 離職票
- 辞令書
- 退職証明書
- 廃業届（自営業の場合）

○新型コロナウイルスの影響により収入が減少したご家庭

（給与所得者）※会社経営者、役員等を含む

以下のいずれかの書類の写し

- 給与・報酬明細書（令和2年1月から直近まで）
- 給与・報酬支払証明書（令和2年1月から直近まで、月ごとの支払額のわかるもの）

（個人事業主）

以下の全ての書類

- 月別売上表（令和2年1月から直近まで）
- 月別売上表を裏付ける書類（売上台帳、帳簿、試算表などの写し）
- 令和元年分の確定申告書及び収支内訳書の写し

就学援助の認定基準（所得額）は、同居されている方全員（住民票上は別世帯でも同一世帯とみなします。配偶者については、単身赴任者等、住所が別の方も含まれます。）の所得額の合計で判断します。

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方が複数おられる世帯については、それぞれの状況に応じた上記書類の添付が必要となります。添付がない方については、今年の所得を用いて審査します。

不明な点があればお問い合わせください。

お問い合わせ先：佐賀市教育委員会学事課（TEL 40-7358）